

流域委員会の運営に関するお知らせ (第 13 回運営会議より)

議事録承認期間の短縮について

議事録作成業務において、「発言者に対する内容の承認作業」に時間がかかり、議事録を確定させるまでに数ヶ月の日数を要しているため、この状態を改善し、今後、議事録の発言内容確認を迅速かつ定期的に行うために、議事録承認期間を下記のように変更することが運営会議 (7/16 開催) にて決定されました。

	変更前	変更後
発言部分の校正期間	3 週間	<u>2 週間</u>
校正返送期日後の対応	庶務から確認の連絡を行い、要望があった場合、希望された期間まで期限を延長。	庶務から確認の連絡を行い、要望があった場合、 <u>1 週間</u> を目処に期限を延長。
議事録の確定	発言者全員の確認が終わるまで議事録は確定しない。	延長した期限を経過した場合、議事録を確定し、HP への掲載、委員等への配布を行う (発言確認がとれていない委員には、確定することをお伝えするとともに、議事録には発言確認がとれていない方のお名前を明記する)。

以上